

2026年2月27日

各 位

会 社 名 トビラシステムズ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 明 田 篤
 (コード番号：4441 東証スタンダード)
 問 い 合 わ せ 先 取締役CFO 金 町 憲 優
 (E-mail：ir@tobila.com)

取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分の割当完了及び一部失権に関するお知らせ

当社は、2026年1月28日開催の取締役会において決議されました、譲渡制限付株式としての自己株式処分に関し、本日割当手続が完了し、また、執行役員及び従業員に対する処分につき、一部失権により当初予定しておりました処分株式数等に変更がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、取締役に対する処分については、変更はございません。本件の詳細につきましては、2026年1月28日付「取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 処分の概要の変更内容（変更箇所には下線を付しております）

「2. 執行役員及び従業員に対する処分の概要」につき、以下のとおり変更がありました。

	変更後	変更前
(1) 払込期日	2026年2月27日	2026年2月27日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 <u>139,900株</u>	当社普通株式 <u>140,900株</u>
(3) 処分価額	1株につき1,255円	1株につき1,255円
(4) 処分価額の総額	<u>175,574,500円</u>	<u>176,829,500円</u>
(5) 割当先	当社の執行役員 4名 24,000株 当社の従業員 <u>89名</u> <u>115,900株</u>	当社の執行役員 4名 24,000株 当社の従業員 <u>90名</u> <u>116,900株</u>
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 変更の理由

割当予定先及び処分予定株式数と実績との差は、自己株式の処分を決定した時点において割当予定であった者のうち割当時点で割当対象者の要件を充足しなくなった者1名が失権したことによるものです。

3. 今後の見通し

今回の変更により、当期業績に与える影響は軽微であります。

以 上